

医療保険と介護保険の自己負担を軽減する

高額医療・高額介護合算療養費制度

医療費や介護サービス費が高額になった場合には、これまで、月単位で限度額を設けて自己負担を軽くする制度（高額療養費制度など）がありました。「高額医療・高額介護合算療養費制度」は、それらの制度に加えて、年単位で自己負担の軽減を図るために設けられた制度です。

対象は同じ世帯で医療と介護の両方を受けている人です

その自己負担の合計が限度額を超えている場合、申請によって限度額を超えた金額が支給されます。

自己負担限度額は所得や年齢によって違います

「高額医療・高額介護合算療養費制度」では、同じ医療保険（国民健康保険や後期高齢者医療制度など）の世帯内で、1年間に医療保険と介護保険の両方で自己負担があり、

自己負担限度額は、世帯員の年齢や所得によって設定さ

高額医療・高額介護合算療養費制度の支給例 [75歳以上、一般(市町村民税課税世帯)]

制度導入前

医療サービス 自己負担限度額 (月)44,400円×12 = 約53万円
介護サービス 自己負担限度額 (月)37,200円×12 = 約45万円

夫負担 約53万円 (医療サービス) + 妻負担 約45万円 (介護サービス)

= 世帯負担 約98万円

制度導入後

医療・介護 自己負担限度額(年間) 約56万円

夫負担 約53万円 (医療サービス) + 妻負担 約45万円 (介護サービス)

= 世帯負担 約56万円
約98万円 - 56万円 = 約42万円

申請により差額の約42万円が支給されます。

れています。(詳しくは下表をご覧ください。)

また、自己負担額の算定期間は毎年8月から翌年7月までとなっていて、支給申請については翌年8月1日から行うことができます。

※今年度は制度実施初年度のため、算定期間が平成20年4月から平成21年7月まで(16か月分)となります。

申請から支給までの流れ

介護いきがい課へお問い合わせください。

申請から支給までの流れは次のとおりです。

① 介護保険に申請する

介護いきがい課又は総合支所健康福祉課に「介護自己負担額証明書」の交付を申請してください。

② 医療保険に申請する

「介護自己負担額証明書」を添付して、医療保険者に申請してください。

③ 支給額の決定

申請受付後、医療保険と介護保険からの支給額が算定されます。

④ 支給を受ける

医療保険・介護保険の自己負担額の比率に応じた金額がそれぞれ支給されます。

国保及び後期高齢者医療制度加入世帯の申請方法について
本庄市国民健康保険及び後期高齢者医療制度加入世帯については、医療保険、介護保険の窓口がともに市のため、申請方法が変わります。詳しくは次号の広報ほんじょうでお知らせします。

加入している医療保険者又は

★介護いきがい課 ☎ 25-1719

医療と介護の自己負担合算後の限度額 (年額)

区分	後期高齢者医療制度 + 介護保険 (75歳以上の人の世帯)	医療保険 + 介護保険 (70 ~ 74歳の人の世帯)	医療保険 + 介護保険 (70歳未満の人の世帯)
現役並み又は上位所得者世帯の人	67万円 【89万円】	67万円 【89万円】	126万円 【168万円】
一般 (市町村民税課税世帯の人)	56万円 【75万円】	56万円 【75万円】	67万円 【89万円】
低所得者 (市町村民税非課税世帯の人)	31万円 【41万円】	31万円 【41万円】	34万円 【45万円】
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる人 (年金収入のみの場合80万円以下の人)	19万円 【25万円】	19万円 【25万円】	34万円 【45万円】

※【 】内の金額は、初年度(平成20年4月から平成21年7月までの16か月間)の限度額です。

平成21年度

敬老会を開催します



●敬老会日程表

開催日	対象（自治会又は施設）
9月29日(火)	自治会 鶴森・傍示堂・牧西・小和瀬・宮戸・堀田・滝瀬
30日(水)	自治会 宮本町・上町（本庄）・照若町・仲町（本庄） 施設 安誠園・寿楽園・トマト村・シャローム
10月1日(木)	自治会 都島・山王堂・沼和田・小島・小島南・万年寺・下野堂・杉山・新井・三友
2日(金)	自治会 本田・新田原・久下塚・けや木・栗崎・西五十子・東五十子・下浅見
3日(土)	自治会 仁手・下仁手・久々字・田中・東富田・西富田・四方田・東今井・西今井・共栄（本庄）
4日(日)	自治会 台町・諏訪町・朝日町
5日(月)	自治会 七軒町・末広町・本町（本庄）・南本町

市では、今年も75歳以上のみなさんをご招待し、9月29日(火)から10月5日(月)までの7日間、「本庄市敬老会」を開催します。湯かっこ開催の対象の人には案内状を配付しますので、参加を希望する人は、必ず事前に自治会・婦人会の役員までお申し出ください。

なお、右の日程表にない自治会は、各自治会で敬老会を開催します。

会場 余熱利用施設「湯かっこ」

受付 午前9時30分～

式典 午前10時30分～

余興 午前11時30分～

★介護いきがい課 ☎ 25 1 1 2 7

敬老会開催中の『湯かっこ』利用方法・利用料金について

敬老会はおおむね午前10時から午後3時30分の予定で開催されます。（終了時間は前後する場合があります。）

施設の利用方法

敬老会開催中	2階（休憩スペース）は、すべて敬老会で使用しますので、一般の利用は1階（プール）及び3階（入浴施設）のみとなります。 ※2階での食事及び自動販売機コーナーも利用できません。ただし、1階特設会場で簡単な食事ができます。
敬老会終了後	通常どおり全館利用できます。（2階での食事もできます。）

施設の利用料金

期間中は、1日券の販売はありません。年間券、回数券での利用は可能です。（差額の返金はできません。）

	利用料金（4時間まで）	超過料金（1時間につき）
敬老会開催中	大人…400円 子ども・シルバー…200円	大人…100円 子ども・シルバー…50円
敬老会終了後	大人…600円 子ども・シルバー…300円 ※4時間までの時間制限はありません。	

※身体障害者等の減免の場合、利用料金・超過料金ともに半額になります。（10円未満の端数が生じた場合、切り捨て）

本庄市と美里町では、平成21年度の敬老会を『湯かっこ』で開催します。両市町の敬老会開催期間は、一般利用者の『湯かっこ』の利用方法等が一部変更となります。

変更となる期間（敬老会開催期間）
9月29日(火)～10月9日(金)
※ただし、10月5日(月)は定休日のため、一般利用者の入場はできません。（敬老会のみで開催となります。）

敬老会
開催時

湯かっこの利用方法等が変更になります

★余熱利用施設「湯かっこ」 ☎ 25 8 1 2 6